

第 1 1 次徳島県職業能力開発計画の策定について（諮問）

国の第 1 1 次職業能力開発基本計画（令和 3 年度から令和 7 年度まで）の検討が、労働政策審議会人材開発分科会において、令和 2 年 1 0 月から開始されました。

県においても、国の基本計画策定と並行して、本県の職業能力開発施策の基本的方向性を示す「第 1 1 次徳島県職業能力開発計画」（令和 3 年度から令和 7 年度まで）を策定するため、本審議会の意見をいただきたいと思います。

参 考

職業能力開発促進法では、都道府県における職業能力開発計画の策定について、次のとおり定められています。

1 県の策定義務等（法第 7 条第 1 項）

「都道府県は、（国の）職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。」

2 計画に定める事項（法第 7 条第 2 項）

「都道府県職業能力開発計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。」

（1）技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項

（2）職業能力の開発の実施目標に関する事項

（3）職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 策定に当たっての意見反映（法第 7 条第 3 項）

「都道府県知事は、あらかじめ事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」